

# 高レベル放射性廃棄物に関する 「核のゴミ問題検討委員会」の設置について

令和8年6月

弁護士会公害対策・環境保全委員会

## 1 高レベル放射性廃棄物の処分とは

高レベル放射性廃棄物というのは、原子力発電所の使用済み燃料を再処理する際に発生する、放射能レベルの高い排液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化（ガラス固化体）したもの、及び直接処分が実施された場合の使用済み燃料等が想定されています。

高レベル放射性廃棄物の放射能が天然ウラン鉱石と同じレベルまで減衰するには、数万年から10万年を要するとされています。そのようなことから、高レベル放射性廃棄物の最終処分においては、最長10万年という極めて長期間にわたって安全に隔離することが必要になっており、高レベル放射性廃棄物の危険性の大きさのみならず、その危険性が世代を超えて極めて長期に及ぶこともこの問題の解決を難しくしています。

また、高レベル放射性廃棄物は原子力発電の過程で発生する廃棄物ですが、その処理方法が具体的に決まっていなくてもかかわらず、原子力発電を稼働し続けることについては、「トイレ無きマンション」を建てているようなものとの指摘がなされているところです。

## 2 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（いわゆる最終処分法）の制定について

高レベル放射性廃棄物の処分問題については、2000年に最終処分法が制定され、高レベル放射性廃棄物については、地下300メートル以上の深さでの地層処分という方法で最終処分を行うこと、最終処分地の選定に際しては、文献調査・概要調査・精密調査という段階を経て行うこと等が定められました。また、最終処分法に規定された文献調査を実施する自治体に対しては、調査期間中最大で20億円の電源立地地域対策交付金が交付されることになっています。

## 3 国民的議論（熟議）の必要性について

最終処分地の選定手続きについては、北海道では寿都町と神恵内村にて文献調査が行われ、現在、概要調査地区の選定が注視されている状況にあります。

処分法制定当時は、高レベル放射性廃棄物の処分方法・処分地選定方法等については、国民的な議論は殆ど行われていませんでしたが、具体的に寿都町や神恵内村の事例が出たことにより最終処分法の問題点等が改めて具体的に認識されるようになりました。

かかる処分地の選定については、2020年10月に北海道寿都町が道内では初めて文献調査に応募しましたが、これに先立ち、鈴木北海道知事は、同年8月「ほおを札東ではたかようななりかたで（応募に）手を挙げる自治体を求めていくというやり方には疑問を持つ人も多い。」として、多額の交付金をもって文献調査等を誘導する現行の最

最終処分の制度設計については、多くの疑問が呈されている状況にあると述べています。

また、処分方法についても、最終処分法では前記のとおり地層処分が定められていますが、学会会議（2012年9月11日）等では、暫定保管が提言されています。その理由としては、最終処分とは異なり回収可能性があって、再選択が可能であること、将来世代の選択可能性、決定可能性を保障しうる方式であること、将来における技術進歩による対処の選択肢を広げる可能性があることなどが挙げられており、本当に最終処分法に規定された最終処分が良いのかという点については、まだまだ議論が必要な状況にあります。

高レベル放射性廃棄物の処分問題は、原子力発電という社会インフラによってもたらされている問題であり、調査予定地だけの問題ではなく、原子力発電による受益地と受苦地を含めたわが国全体で議論すべき問題と言えます。また、高レベル放射性廃棄物はその名のとおり、人体や環境に対する危険性が極めて高い物であり、その危険性は、10万年という世代を超えた問題となっているだけではなく、放射能で利益を受けるのは現代世代ですが、その不利益を被るのは将来世代という形で世代間倫理の問題も生じています。このような高レベル放射性廃棄物問題の特性に鑑みても、広く国民的議論が必要な事項と言えます。

高レベル放射性廃棄物問題について実効性のある国民的議論を行うためには、まずは市民が高レベル放射性廃棄物について、どのような点が問題とされているのか、という点を含め、公正かつ十分な情報が与えられること、そして、科学的知見についても公正な立場の科学者の協力のもと、充分かつ分かり易い内容の情報提供が行われるべきといった条件の下で、熟議を行う環境を整える必要があります。具体的には、事業の推進当事者とは異なる立場の公正な第三者機関を設置して、参加者の選定、議事の進行、情報提供等あらゆる場面において、信頼性が維持できるような中立公正な熟議の場を確保することが必須と言えます。

#### 4 当委員会からの2つの提言について

当委員会では、上記に述べたような国民的議論（熟議）の必要性に鑑み、高レベル放射性廃棄物問題に関する市民の合意形成について、①論点のコード化（議論すべきどのような論点があるのかの提示）、②具体的な議論の手続き（どのような具体的な制度の下で議論すべきか）という2つの点について、提言しています。①の論点コードについては、既に令和8年1月8日に札幌弁護士会のHP（<https://satsuben.or.jp/>  
[https://satsuben.or.jp/info/committee/comm03\\_environment.html](https://satsuben.or.jp/info/committee/comm03_environment.html)）に掲載しましたので、こちらをご覧ください。ここでは、そのうちの②の具体的な議論の手続きとして、「核のゴミ問題検討委員会」という第三者機関の設置の提言について、以下、その趣旨・目的・内容等についてご説明します。

#### 5 「核のゴミ問題検討委員会」の設置の提言案について

##### (1) 「核のゴミ問題検討委員会」の制度趣旨・目的について

現在、高レベル放射性廃棄物の処分問題については、主としてNUMOによって、地層処分を前提として、各種「説明会」、「対話の場」、「対話型全国説明会」、及び

「出前説明・勉強会」等が開催されるとともに、各種学習支援事業等も行われています。しかしながら、そもそも最終処分法が前提としている地層処分については、未だに国民的な認識自体が広まっておらず、まして広範な公衆の支持が得られたとは言えない状況となっています。また、核のゴミ問題については、科学的安全性についての化学、物理学、地質学、原子力工学等の問題はもとより、受益圏と受苦圏の平等性等の社会的見地や利益を受けるのは現代世代であるにもかかわらず、その結果放射性廃棄物の危険性を負担させられるのは将来世代であるという世代間倫理の問題等、極めて多様かつ重大な問題が内在しており、まさに国民全体の熟議が必要な事項と言えます。

そのような、核のゴミ問題に関する民主主義的な熟議の場を設定する場合には、NUMO等の一方当事者（事業推進者）が主導する住民参加・意見集約よりも、中立・公正な第三者機関を主体とした住民参加・意見集約の方が、組織に対する信頼性が高まりますし、発信されるメッセージの信頼性や発信者の信頼性も得られ易く、手続面における信頼性も得られ易いものと考えられます。

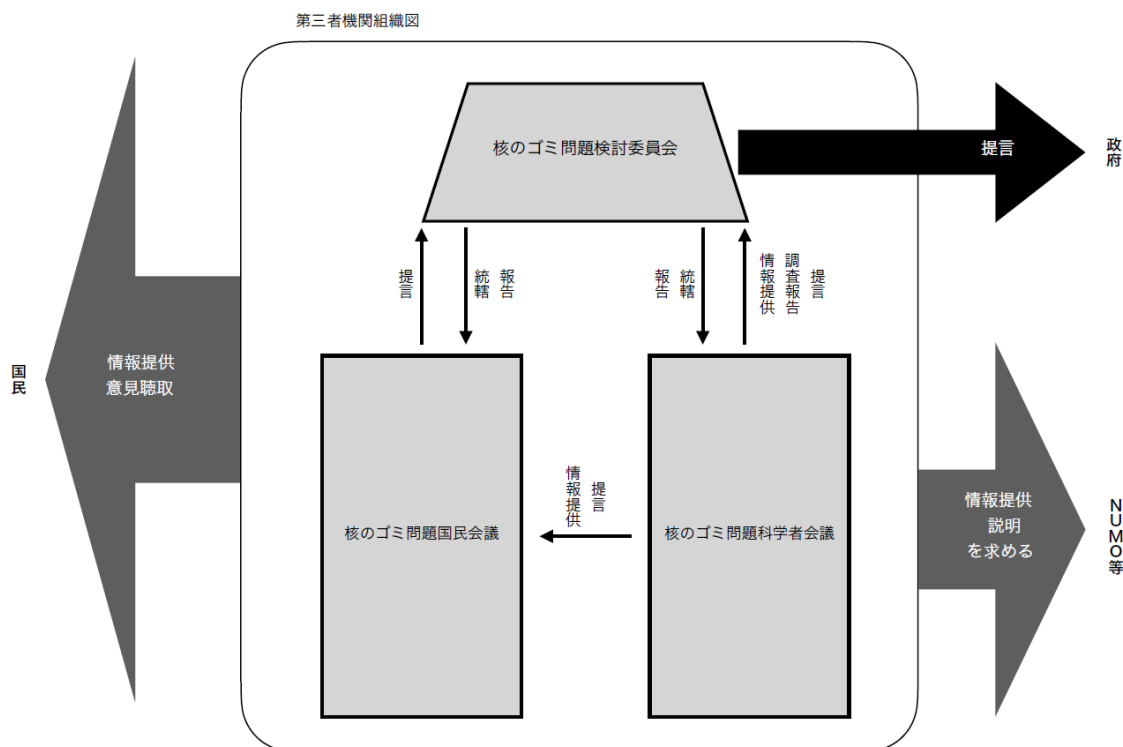
このような見地から、当委員会では、核のゴミ問題について、情報提供や意見集約を担う、中立・公正な第三者組織の創設が必要であると考えており、具体的には、以下のような仮称「核のゴミ問題検討委員会」のような国民的議論のための第三者組織の設置を提案致します。

## (2) 「核のゴミ問題検討委員会」の具体的内容について

### ① 全体像のイメージについて

「核のゴミ問題検討委員会」の全体的なイメージは以下の組織図の通りであり、核となる「核のゴミ問題検討委員会」の傘下に、一般市民らで構成される「核のゴミ問題国民会議」と、科学者らの専門家で構成される「核のゴミ問題科学者会議」の設置を想定しています。

- 6 当委員会の核のゴミ問題検討委員会の構想は上記の通りです。皆様からのご意見をもとに、さらなるブラッシュアップを図りたいと思いますので、是非、ご意見をお寄せください。



上記組織図にて、一般市民の会議と科学者の会議の2つを設置したのは、上記のとおり、核のゴミ問題については、科学的安全性についての化学、物理学、地質学、原子力工学等の問題、受益圏と受苦圏の平等性等の社会学的問題、及び世代間倫理の問題等、極めて専門的かつ多様な問題が含まれていることから、市民が議論をする際には、前提事実について専門家からレクチャーを受けたり、不明な事項について専門家に説明を求める手続を確保する必要があるためです。また、科学者の側においても、科学的知見について科学者の間で共通の前提認識を持つておく必要がありますし、また市民との協議によって科学者の問題意識もより深まることが期待されます。このように、核のゴミ問題検討委員会のもとで、国民会議と科学者会議の2つの機関が、双方向型の密接な情報提供や協議を行うことによって、充実した熟議が行われることを想定しています。

なお、当委員会では、前記のとおり、核のゴミ問題の論点コードを公表していますので、上記議論の場において、どのような論点があるのか、またどのような論点を優先的に議論すべきか等の判断材料にして頂ければ幸いです。

以下、それぞれの会議体や制度の内容等についてご説明します。

② 「核のゴミ問題検討委員会」の設置

- a 中立公正な第三者機関として「核のゴミ問題検討委員会」を設置します。
- b 委員会の設置目的に関しては、国民に対し、総量管理の要否、暫定保管の要否・方法、核のゴミの処分方法、核のゴミ問題に関する住民参加の制度、及び候補地選定について手続等の諸問題（以下、「核のゴミ問題」という）に関する情報提供を

行い、その合意形成に努めるとともに、核のゴミ問題について国民会議の意見をふまえ、政府に対して提言を行うことを目的とします。

- c 委員会の下に「核のゴミ問題国民会議」と「核のゴミ問題科学者会議」を設置し、委員会はこれを統括します。
- d 委員会の委員の人数は20名程度とします。
- e 委員構成は、専門家7名（公募、各学会からの推薦及び学術会議の推薦）、一般公募委員7名、全国知事会・市町村会の代表者各1名、原子力発電事業者2名、自然保護団体2名程度とします。なお、委員と原子力事業者との利害関係の有無及び内容については詳細を公表するものとします。なお、任期は5年程度とします。
- f 委員会は、核のゴミ問題についての論点を整理した上で、以下の調査活動等を行い、その結果については、国民会議及び科学者会議に報告します。
  - ア 全国各地（8～10ブロック程度）にて公聴会を開催します。
  - イ 討論型世論調査、アンケート調査等の世論調査を行います。
  - ウ パブコメその他の方法により広く市民の意見を募集します。
  - エ 核のゴミ問題国民会議及び核のゴミ問題科学者会議に対して諮問を行います。
- g 委員会は、NUMO等に対して、資料提供や説明を求めることができます。
- h 会議は公開とします。
- i 委員会及び各会議の開催費、人件費、及び各種調査費については、それらの費用負担をすることを目的として、原子力事業者等が拠出した基金を設立し、その基金から拠出します。

### ③ 核のゴミ問題国民会議の設置

- a 目的  
核のゴミ問題について、委員会に対して提言を行うこと、並びに国民に対する情報提供、及び国民からの意見聴取等を行うこと等を目的とします。
- b 国民会議は全国8～10ブロックに各1つずつ設置します。
- c 国民会議の委員の人数は15名程度とします。
- d 委員構成は、公募8名、ブロック内の自治体代表者1名、自然保護団体2名、経済団体2名、学識経験者2名程度とし、委員会が選任します。
- e 委員の任期は5年程度とします。
- f 国民会議は、以下の活動を行います。
  - ア 上記a記載の事項に関する提言を行います。
  - イ 上記ア記載の提言を行うに当たって、核のゴミ問題について論点を整理して、国民に開示します。
  - ウ 上記ア、イの活動を行うのに必要な調査を行うとともに、委員会から各種意見集約結果の報告を受けることができます。
- g 国民会議は、核のゴミ問題科学者会議及びNUMO等に対して、資料提供や説明を求めることができます。
- h 会議は公開とします。
- i 国民会議の委員には、賃金センサス男女計学歴計全年齢平均の日額相当の日当及

び交通費を支給します。

④ 核のゴミ問題科学者会議の設置

a 目的

核のゴミ問題のうち、総量管理の要否、暫定保管の要否・方法、核のゴミの処分方法等について、委員会に対して提言を行うこと、並びに国民及び国民会議に対して情報提供を行うこと等を目的とします。

b 科学者会議の委員の人数は15名程度とします。

c 委員構成は、公募8名、原子力工学・放射線医学・地質学・火山学・環境学・社会学・法学から各学会・団体等から推薦された者各1名程度とし、委員会が選任します。なお、委員と原子力事業者との利害関係の有無及び内容については詳細を公表します。

d 委員の任期は5年程度とします。

e 科学者会議は、以下の活動を行います。

ア 上記a記載の事項に関して、委員会及び国民会議の諮問に応じて答申及び情報提供を行います。

イ 上記ア記載の答申に必要な調査を行います。

f 科学者会議は、NUMO等に対して、資料提供や説明を求めることができます。

g 科学者会議の委員には、賃金センサス男女計学歴計全年齢平均の日額相当の日当及び交通費を支給します。

(3) 最後に

当委員会が第三者機関として提案する「核のゴミ問題検討委員会」の概要は上記のとおりです。まだまだ、青写真段階であり、内容については加除、修正等が必要なものと思われませんが、市民や科学者の皆様のご意見を頂ければ幸いです。